

# 上海総領事館警察による日中戦争下の「特種婦女」統制

藤目ゆき

上海時代の坂信弥について、前掲の小論を補足し、関連史料の紹介をしておきたい。

## 1. 上海総領事館警察部長

坂信弥は 1938 年 5 月 3 日、上海総領事館に領事兼警察部長として着任する。

まず、上海総領事館警察の沿革を説明しておこう。日本は 1871 年の日清修好条規に基づいて翌年には上海に領事館を開設、1884 年には領事館に警察官を派遣するようになった。上海総領事館の史料「在上海総領事館警察署長歴任表」<sup>(1)</sup>には、1896 年に領事館に着任した警部・荻原秀治郎を初めとして、15 人の人名がみえる。1909 年に瀧島徳郎なる警部が署長を拝命してからが、正式な「署長」ということになる。表 1 は、この史料を元に、坂信弥が警察部長であった時期の警察署長である白神榮松を 16 人目として加えて作成したものである。

表 1 「在上海総領事館警察署長歴任表」

官職		氏名	着任	離任
警部		荻原秀次郎	1896年4月	1897年8月
警部		三宅新太郎	1897年8月	1904年7月
警部		西村銚象	1904年7月	190年.6月
警部		山本傳五郎	1906年6月	1907年11月
警部	1909.4.9署長拝命	瀧島徳郎	1907年11月	1910年10月
警部	署長	山本傳五郎	1910年10月	1915年10月
警部	署長	金子長次郎	1915年11月	1916年11月
警部	署長	萩尾和市郎	1916年11月	1918年3月
警部	署長	豊田岩尾	1918年3月	1921年8月
警視	署長	木下義助	1921年9月	1923年9月
警視	署長	連修	1923年10月	1925年10月
警部	1926.4.警視 署長代理	原二吉	1925年10月	1926年5月
警視	署長	花里初太郎	1926年5月	1935年1月
警部	署長	福山三〇	1935年1月	1936年7月
警視	署長	田島周平	1936年7月	1937年12月
警視	署長	白神榮松	1938年1月	不詳

<sup>(1)</sup> 『外務省警察史』第 43 巻、不二出版、205-206 頁

1921年に外務省と内務省は、内務省が推薦する警視が内務事務官兼任で上海総領事館警察署長に就任することに合意する。その結果、兵庫県外事課長であった木下義助が署長に任じられ、上海領事館の特高警察機関が創出された<sup>(2)</sup>。

特別高等警察機能の増強をはかる内務省は、上海総領事館警察署長に内務省が推薦する人物を就任させる方策のみに留まらず、1926年3月には内務省派遣員を副領事級とし、諜報事務専任とするという改革を実現させた。初代の特高警察専任の警視に着任したのは雪澤千代治であり、雪澤を引き継いだのが兵庫県外事課長から転出して上海に来た赤木親之である。さらに1932年の第一次上海事変後には、内務省は上海の警察事務全般を指揮監督する領事を派遣するという案を外務省に認めさせた。この結果、1932年に上海総領事館警察部が発足し、初代警察部長には三・一五事件時の警視庁特高課長であった額額彌三が就任し、特高警察機関たる第二課の課長には赤木親之が就任する<sup>(3)</sup>。後年、赤木は日中戦争後の1938年5月、工部局警察に新設された特別副総監に就任するが、在任中の1941年6月に暗殺されることになる<sup>(4)</sup>。

額額の後任となる上田誠一もまた、京都府と警視庁で特高課長を歴任した内務官僚である。また上田が上海総領事館警察部長に着任してまもなく、熊本県・福岡県で各特高警察課長をつとめていた青柳一郎が上海領事として着任している。青柳は、上田の後任である北原英明が警察部長在任中、日中戦争勃発直後の1937年8月まで在任、その後帰国して福島県警察部長に就任する<sup>(5)</sup>。

日中戦争勃発後、上海総領事館が日本軍「慰安婦」の募集・渡航のために軍に協力した証拠文書として、1937年12月21日付けの在上海日本総領事館警察署長（田島周平）より長崎県水上警察署長（角川茂）への依頼状「皇軍将兵慰安婦女渡来ニツキ便宜供与方依頼ノ件」の存在は有名である。田島は上海総領事館警察部長である北村英明の部下であり、長野県の力石村（現、千曲市力石）出身で、上海総領事館警察署長となる前は青島の領事館警察の司法主任であった。上海を離れた後、満州の通化領事館分館主任兼署長を経て天津総領事館の警察署長に就任したが、その在勤中、所長室で脳溢血で急逝したという<sup>(6)</sup>。

田島の後任の上海総領事館警察署長は白神栄松であり、白神が坂信弥警察部長時代を通して警察署長を務めることになる。坂信弥は、このようにして上海総領事館警察が特高警察機能を強め、日本人女性を日本軍「慰安婦」にするために戦地へと送るために上海総領事館警察が不可欠な役割を果たすようになった時期に警察部長として着任したのである。

表2は、雪澤千代治に始まる領事館史料・「上海総領事館警察部長歴任表」に坂信弥を加えて作成した表である<sup>(7)</sup>。

(2) 荻野富士夫『特高警察』岩波新書、164頁

(3) 同前 164-165頁

(4) 嶋田叡「赤木親之先輩に捧ぐ」『警察協会雑誌』445(27)、1941年40-46頁

(5) 「上海領事館警察部警察官異動表」前掲『外務省警察史』所収、208頁

(6) 川村春山『でこぼこ人生記』日刊労働通信社、1960年、218-232頁

(7) 同前 205-206頁

表 2 上海総領事館警察部長歴任表

	氏名	官職	前職	就任	離任	転出先
1	雪澤千代治	警視	京都府社会課	1926.3.27	1928.7	内務省警保局
2	赤木親之	警視	兵庫県警視・外事課長	1928.7.19	1932.9	高知県警察部長
3	瀨瀬弥三	警察部長 領事	三重県警察部長	1932.9.8	1934.12	宮城県警察部。 その後、兵庫県警察部長
4	上田誠一	警察部長 領事	警視庁特高警察課長	1935.2.1	1936.4	警視庁特高警察部長
5	北村英明	警察部長 領事	岩手県警察部長	1936.5.15	1938.4	埼玉県警察部長
6	坂信弥	警察部長 領事	埼玉県警察部長	1938.5.3	1939.9	警視庁官房主事

## 2. 高級「慰安」施設としてのダンスホール

上海師範大学に設置された中国"慰安婦"歴史博物館の展示の中に、「上海日本軍慰安所分布図」と170軒にのぼる慰安所一覧表のパネルがある。170軒の「慰安所」の中にはサロン、飲食店、バーやダンスホール風の名前がついているものも多い。その内の67番目に、1939年から虹口の海南路81弄4号で営業していた「極東ダンスホール（極東舞厅）」という施設が載っている。これは、名前こそダンスホールだが、漢城寿松洞出身の宋世浩が20000元を投資して経営した慰安所であった。それ以前は1937年から京畿道京城府出身の崔鴻綺が「ロンドン・バー（倫敦酒吧）」を同地で経営していた。その崔のバーが39年に虬江支路へと引っ越した後、宋世浩が新たにダンスホールの名前で「慰安所」をつくったものだという<sup>⑧</sup>。

「極東ダンスホール」は日本軍「慰安所」がダンスホールという名目で営業していた例であるが、社交ダンスを楽しむ娯楽場としてのダンスホールは1920年代から上海で流行した都会的な歓楽文化を代表する娯楽施設のひとつであった。1920年代の国際租界には売春ライセンスを公的に付与された4500人の「公娼」が存在したが、20年代を通してマッサージ・パーラーやダンスホールといったモダンな風俗店が増えていき、これらもまた性売買を斡旋する役割を果たすようになっていた。名目は「ダンサー」であれ、客の踊りの相手をするだけでなく、密かに別の場所で性的サービスをする「私娼」として働く女性が増加していった。上海で「糜娼」が行われた後の1930年代から40年代にかけてもなお、ダンスホールやその他の施設や街頭で客をひいて買売春に従事する女性が、上海全体で少なくとも100000人と見積もられている<sup>⑨</sup>。ことほどさように、ダンスホールは富裕層の子女や学生もふくめ、遊ぶお金のある人が入場して音楽とダンスを楽しむ社交場であると

⑧ 蘇智良・陳麗菲・姚霏『上海日軍慰安所実録』上海三聯書店、2005年、pp.94-95

⑨ Gail Hershatter, "The Hierarchy of Shanghai Prostitution, 1870-1949", *Modern China*, Vol. 15, No. 4 (Oct., 1989), p. 463.

Gail Hershatter, "Courtesans and Streetwalkers: The Changing Discourses on Shanghai Prostitution, 1890-1949", *Journal of the History of Sexuality*, Vol. 3, No. 2 (Oct., 1992), p.240

同時に、「隠れ買売春施設」としての役割をも果たしていた。1937年5月27日付『申報』「跳舞在上海」によれば、この時期はダンスの全盛期であり、上海市内に少なくとも20軒のダンスホールがあり、これを上回る数の社交ダンスの学校が存在していたという<sup>(10)</sup>。

日本軍「慰安婦」の性病検診を行っていた兵站病院の軍医麻生徹男の著作は、「慰安婦」問題の歴史的究明のために第一級の史料だが、その麻生軍医も当時ダンスホールに魅せられた日本人の一人であった。1938年1月31日、北四川路で営業する「ダンスホール B.B」を初めて訪れた麻生軍医は、その感激をこう書いている。

B・Bの空気に接したとき、それまで愛好聴取していた、ジャズ音楽、ブルース、フォックストロット、ワルツ、タンゴの究極の醍醐味が、ここにありと胸の高鳴る思いであった。桃源郷、人間をしばれさす何物かの存在を目のあたりに見た、そして聴いた。然し私は踊れない。何たるもどかしさ。最初の日は心ならずもこれで引き下がった。(麻生徹男『上海より上海へ』石風社、1993年、79頁)

数日たった2月3日、再びB・Bを訪ねた麻生軍医は、見事に踊る日本海軍・陸軍の将校たちに目を瞠る。「客としては、スマートな第三種軍装の海軍士官が多かった。日本軍隊といえども、海軍とも成ればこんなに垢ぬけして、西欧的ムードの中にあるものかと驚いた。その中に一人の陸軍の佐官が一人混じって実に見事なステップを踏まれていた」。

麻生軍医はダンスホールにすっかり魅せられる。

一組の男と女が音楽に合わせて、鏡のように磨かれた床の上を滑るが如く、ホール一ぱいに廻っている。それで皆満足げである。私も踊りたい、何時かは、あの参謀殿の様に上手に成ってみたい。それは当時の又新たな任務として週二回も、何十人もの慰安婦の局部のみ覗かねばならぬ重苦しい不潔さに対する、何か高尚な「性」への憧れでもあった。

ここで私は決心した。即ち私はB・Bには当分足を踏み入れまい、その代りに陸戦隊本部に近い「江南ダンス研究会、日本総領事館公認」と看板の掲げている教習所に通うことにした。(同前 80-81頁)

やがてダンスも上達し、ダンスホール通いを楽しんでいた麻生軍医は、娯楽に対する軍の方針の変化を次のように書く。

その後、上海市警備部隊が、東京百一師団より、杭州湾廻りの九州部隊と、交代してしまっただけからは、軍服にて私達がホールに行くことを禁じた。思えば東京の部隊が居た時など、街の中心、カフェー・ライオンのホールでは、地下足袋、巻脚絆の兵隊達の飛び入り、セーラーダンス、コザックダンスもあつたり、やんやの喝采で楽しかったが、我が郷土十八師団の管下では、それも成ら

<sup>(10)</sup> 謝黎『チャイナドレスをまとう女性たち—旗袍にみる中国の近・現代』青弓社、2004年

ず、代って奇妙なことに街の周辺、楊家屯（軍工路）江湾鎮などの、所謂陸軍慰安所の方が盛んになって行く。（同前 82 頁）

その頃、日本内地ではダンスホールが次第に閉鎖され、ダンサーたちが続々と上海へやってくるようになり、内地で営業していたダンスホール自体がホールごと上海に移転してくるということもあった。そんな上海でのダンスホールを苦々しく見ていた陸軍に対して、上海総領事館警察部長の坂信弥がダンスホール営業と日本からのダンサー流入に好意的態度をとったことは、前掲小論「坂信弥—鹿屋に占領軍「慰安」施設の原型をつくった内務官僚」に述べた通りである。

軍服でダンスホールへ行くことを禁じられた麻生軍医は軍服から私服に着替えてダンスホール通いを続けるが、ダンスホールの裏面で行われている買春の現場を垣間見たこともあった。あるとき、同じ福岡の出身で女学校卒、踊り上手で知的な美人のダンサーに惹かれた麻生は、彼女の住所を聞いて、その部屋を訪ねる。するとそこはダンサーが買春客を迎える部屋だった。麻生は幻滅し、その後彼女とは性的要素のない「よき友」としてつきあうことになるが、まもなく彼女は姿を消してしまう。長い歳月を経て、麻生軍医は彼女が 1938 年夏頃に自死した事実を知ったという。

麻生軍医による記録『上海より上海へ』を読めば、麻生軍医にとって軍隊「慰安所」とダンスホールがいかに別物だったか如実に理解できる。引用文に表白されている通り、前者は「週二回も、何十人もの慰安婦の局部のみ覗かねばならぬ重苦しい不潔さ」で憂鬱になる存在だが、後者は「何か高尚な「性」へのあこがれ」を呼び覚まされる、歓びに満ちた存在なのである。

麻生軍医が「皇軍兵士」の「慰問」のために朝鮮及び北九州の各地より集められた女性たちの性病検診を行ったところ、「朝鮮婦人の方は年齢も若く肉体的にも無垢を思わせる者がたくさんいたが、北九州関係の分は既往にその道の商売をしていた者が大部分で、後者の中には鼠径部に大きな切開の癍痕を有する者もしばしばあった」（同前 41 頁）。そこで彼は「内地を喰いつめたような者を戦地にくらげさせられては、将兵は、はなはだもって迷惑である」（同前 42 頁）として、娼婦の質の向上を求める建白書「花柳病ノ積極的豫防法」（1939 年 6 月 26 日付け）を書き、性病罹患歴のあるような娼婦歴の長い内地出身の女性たちは「皇軍将兵へノ贈り物」（同前 217 頁）としてふさわしくないと述べている。娼婦歴のない朝鮮人少女たちの徴募が拡大していく背景に、このような皇軍保護の論理があったのである。麻生軍医はまた、「軍用特種慰安所ハ享楽ノ場所ニ非ズシテ衛生的ナル共同便所」（同前 222 頁）であるとして、「ヨリ高尚ナル娯楽施設」の必要をも論じ、「娼楼ニ非ラザル軍用娯楽所ノ設立」を提言している。

麻生軍医は「兵站基地としての上海の雰囲気は第百一師団と第十八師団の交代で、兵より音楽を遠ざけひたすら野性の追求に向かわしめた」（同前 230 頁）ことを、個人としても嘆いていた。建白書には「高尚ナル娯楽施設」の例に音楽や活動写真、図書や運動の施設などが列挙されているが、ダンスホールは「私娼」がいる場所だからか、西欧趣味が拒否されるのが分かっていたからか、ここには挙げられていない。だが麻生軍医が「共同便所」でない高尚な「性」の欲求が満たされる場所としてダンスホールに魅了されていたのは事実であり、麻生の意識において軍隊「慰安所」と「ダンスホール」の間には「共同便

所」と「高尚ナル娯楽施設」という大きな差異があったといえるだろう。

以上に述べたように、坂信弥が領事館の領事・警察部長をつとめた1938年から39年にかけての上海においては、ダンスホールの名で営業する日本軍「慰安所」もあれば、日本軍将校が「高級」娯楽場とし、「私娼」を利用することも可能なダンスホールもあった。陸軍の主流は、内地においても上海においてもダンスホールのように西欧趣味で享乐的な「高級」娯楽施設を疎んじ、兵士たちには徹底した軍の管理下にある「共同便所」と誇られるような施設を兵士たちに供給した。が、将校たちには「ヨリ高尚ナル娯楽施設」の「慰安」を享受する余地が残されていた。坂は、軍からの申し入れに対して「日本の女性を毛唐に渡すな」と言い返してダンスホールを許可し、「高級」娯楽場を求める性的嗜好を守ったわけである。このようにして坂は、上海総領事館警察部長として日本軍「慰安所」として女性を軍に提供する役割を前任者たちから引き継ぐのみならず、「高級」な性的娯楽にも「粹なはからい」をして、兵卒から将校にいたるまで性的な欲望と嗜好を満たすことができるように上海の性的「慰安」を統制したのである。

### 3. 新しい「特種婦女」取締規則

坂信弥の性売買取り締まり方針の下、日本総領事館は1939年4月5日に公布した館令第一号「料理店、飲食店、「カフェー」、「ダンスホール」、芸妓置屋、待合、特種飲食店、特種婦女取締規則」（以下、1939年特種婦女規則と略称）を公布する。この取締規則は全文49カ条から成る。同規則にいう「特種婦女」とは「芸妓、舞子、酌婦、仲居、女給、『ダンサー』」という六種の接客業に就く女性を指す（第三十四條）。これによって日本当局による買売春管理の対象範囲は、カフェー、ダンスホールなどの新興風俗営業にまで拡大されることになった。1939年特殊婦女規則の公布によって、それまで上海で施行されていた「芸妓営業取締規則」（1905年制定）と「料理屋営業取締規則」（1906年制定）は廃止される。

1939年特種婦女規則公布以前の上海における公娼制度の変遷は、「昭和十三年中ニ於ケル在留邦人ノ特種婦女ノ状況及其ノ取締並ニ租界当局ノ私娼取締状況（在上海総領事館警察署沿革史ニ依ル）」に説明されている。先ず、「酌婦」の項目を引用してみよう。原文の旧仮名遣いは現代仮名遣いに改める。

在留邦人経営ノ貸席ハ内地公娼制ニ依ル乙種芸妓（娼妓）ヲ抱エ明治四十年七月貸席ヲ開業シタルモノナルガ昭和四年六月上海公安局ハ管下全般ニ亘リ支那人公娼廃止ヲ佈布スルト共ニ支那街ニ在リシ邦人業者ニ対シテモ閉鎖ヲ強要スル等ノ態度ヲ示シ一方之ニ呼応シテ本邦人ヲ以テ組織スル婦人矯風会上海支部モ公娼制ニ極力反対ヲ唱ヘ外務省ニ陳情スル等ノ運動ヲ為シ社会問題トシテ取り挙げラレタル事アリ国際都市ニ於ケル邦人ノ体面ト社会風教上常ニ問題視セラルルニ顧ミ当館ニ於テモ同年公娼廃止ニ代ルベキ弁法トシテ料理店酌婦制度ヲ設ケ爾来抱酌婦ノ改善ヲ計リ来リタル処昭和七年上海事変勃発ト共ニ我が軍隊ノ当地駐屯増員ニ依リ此等兵士ノ慰安機関ノ一助トシテ海軍慰安所（事実上ノ貸席）ヲ設置シ現在ニ至リタル然ルニ本業者モ今事変勃発ト共ニ一時内地

ニ避難シタルガ客年十一月頃ニハ常態ニ復シ其後在留邦人ノ激増ト共ニ滬月、未廣ノ貸席ヲ増シ十二月末日現在事実上ノ貸席十一軒（内海軍慰安所七軒ヲ含ム）抱酌婦百九十一名（内地百七十一人中七十一名朝鮮人二十名）トナリ前年ニ比シ七十三名ノ増員トナリ而シテ一般貸席四軒ハ殆ド居留邦人ヲ顧客トシ他ノ海軍慰安所七軒ハ海軍下士官兵ヲ専門ニ絶対地方客ニ接セシメズ且酌婦ノ健康診断モ陸戦隊及当館警察管理立会ノ上毎週一回専門医ヲシテ実施セシメ居ルモノナリ尚其ノ他当館管内ニ陸軍慰安所臨時酌婦三百名アリ」（前掲『外務省警察史』所収、133頁）

ここに「在留邦人経営ノ貸席ハ内地公娼制ニ依ル乙種芸妓(娼妓)ヲ抱エ明治四十年七月貸席ヲ開シタルモノ」と明記されている通り、上海では他の日本植民地と同様、内地のように「貸座敷」や「娼妓」といった用語を使わず、「貸座敷」を「貸席」、「娼妓」を「乙種芸妓」と呼び替える形で日本の公娼制度を扶植したのである。上海居留民団は1908年以後、こうした接客女性たちに課金し、その収入を財源とした。

この文書には、「婦人矯風会上海支部」の活動も言及されている。そのような廃娼世論の高まりを背景に、上海総領事館は「公娼廃止ニ代ルベキ弁法トシテ料理店酌婦制度」を設け、「乙種芸妓」を今度は「酌婦」へと改称する。このようにして上海総領事館は1938年まで法令上は1900年代に公布したものを残しつつ、行政的に接客女性の呼び名を替える措置によって「廃娼」世論をかわし、公娼制度の実を採ってきたのである。上海事変勃発後は海軍慰安所を設け、「酌婦」に対する性病検診も陸戦隊と領事館警察官吏の立会の上、毎週一回専門医に性病検診を実施させていた。当時、上海総領事館の管内に海軍慰安所が7軒、陸軍慰安所「臨時酌婦」が300名と把握されている。「臨時酌婦」とは軍に奉仕する「慰安」施設に送り込まれた軍「慰安婦」のことである。

続いて同じ文書の「ダンサー」に関する叙述の一部を抜粋しよう。

支那事変勃発ト共ニ戦禍ハ増々拡大シ長期ニ亘ル実情ニ顧ミ内地方面ニ於ケル自肅自戒ニ依リ「ダンスホール」ハ自発的廃業ヲ余儀ナクセラレ従テ大陸進出ヲ企図シテ来滬スル者其ノ数ヲ増シ従来三軒ノ斯業者ニ新ニ加ヘ十二月末日現在「ダンスホール」五軒「ダンサー」三百名ニ激増シ客年ニ比シ百八十六名ノ増加ヲ来セリ当館ニ於テハ昭和五年五月「ダンスホール」営業者ヲ説キ職業婦人トシテ「ダンサー」ノ品性ノ向上ヲ計リ経営者トノ関係ヲ円滑ナラシムルト共ニ当館ノ取締統制ヲ容易ナラシムル為「ダンスホール」協会ヲ組織セシメ一方館令ヲ以テ「ダンサー」ヲ許可営業中ニ加ヘ保護取締ニ遺憾ナキヲ期シ来レルモ一部ダンサー中ニハ外人経営ノ「ダンスホール」ニ稼業スル関係上外人ヲ對手ニ風俗ヲ紊ス者アルニ付査察取締ヲ励行シツツアリ(同前『外務省警察史』134頁)

以上のとおり、上海においては、正式な規則として明文化しないまま内地で「娼妓」にあたる接客女性を時には「乙種芸妓」、時には「酌婦」と呼び改めて、性売買が管理統制されてきた。1930年代には上海事変以後の駐留軍人の増大、軍からの要求に応じて、領事

館は軍に便宜をはかり、軍「慰安所」の性病検診には陸戦隊とともに領事館警察官吏も立ち会った。さらに日中戦争勃発後は「ダンサー」が激増すると、これを許可制にして、取り締まりの対象に加えていった。

坂信弥は上海総領事館の警察部長として、日中戦争勃発後の上海における性売買統制を陣頭指揮する役割を担っていた。1939年特種婦女規則は、多様化する性売買・性風俗業で稼働する接客女性を八種の「特種婦女」にまとめ、領事館による官吏統制を強化するために公布されたのであった。

外務省外交史料館が保存する『外務省記録』K-3-1-0-1-1「領事館令ノ制定並改廃関係雑件 上海ノ部」によれば、1939年特種婦女規則は、次のとおりである。



料理店、飲食店、「カフェー」「ダンスホール」芸妓置屋、待合、特殊飲食店、特種婦女取締規則

第一條 先營業ヲ為サムトスル者ハ本籍、住所、氏名、年齢、營業ノ種別、屋号、營業所、營業家屋ノ間取図、付近見取図及資本金額ヲ詳記シ所轄警察署(分館所在地ニ在リテハ其ノ地警察署以下同シ)ニ願出テ許可ヲ受クベシ  
前項ノ事情ニ変更ヲ生シ又ハ營業所ヲ移転、新築、改築若ハ増築セントスルトキ亦同シ

- 一 料理店
- 二 飲食店
- 三 「カフェー」
- 四 「ダンスホール」
- 五 芸妓置屋
- 六 待合
- 七 特種飲食店

第二條 前条ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ衛生風俗上必要アリト認めルトキハ營業所ノ改築又ハ移転ヲ命スルコトアルヘシ  
本令ノ營業ハ兼業スルコトヲ得ス

第三條 營業者ハ其ノ權利ヲ売買シ、又ハ他人ニ名義ヲ貸スコトヲ得ス  
第四條 營業者ニシテ管理人又ハ代表者ヲ置カントスルトキハ其ノ理由及管理人又ハ代表者トナルベキ者ノ本籍、住所、氏名、年齢、前歴ノ概要ヲ記シ所轄警察署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ  
第五條 營業者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ許可ノ取消又ハ營業ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ  
一、公安風俗ヲ害スルノ虞アリト認めタルトキ  
二、他人ニ名義ヲ貸スルノ事実アリタルトキ  
三、当館ノ認可ヲ経タル組合規約ニ違反シタルトキ

第六條 營業者ハ組合ヲ組織シ規約ヲ定メ所轄警察署ノ認可ヲ受クヘシ  
警察署ニ於テ必要アリト認めタルトキハ前項規約ノ改訂又ハ変更ヲ命スルコトアルヘシ  
第七條 夜間十二時以後ニ於テ歌舞音曲ヲ為シ又ハ為サシムヘカラス

第八條 營業者ハ客ヨリ飲食遊興ノ代償トシテ物品ヲ收受スルコトヲ得ス但シ警察官ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス  
第九條 營業者ハ其ノ業務ニ関シ家族雇人ノ所為ト雖モ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第十條 身分不相応ノ金銭ヲ消費シ又ハ舉動不審ト認めル者アルトキハ速ニ警察官ニ申告スヘシ  
第十一條 營業者ハ芸妓、舞子、斟間、酌婦、仲居、女給、「ダンサー」ニシテ許可ヲ得サル者ヲ使用スベカラス  
第十二條 客室、廊下、便所ニハ消毒薬ヲ注入シタル痰壺ヲ設備スヘシ

第十三條 營業者ハ屋内適當ナル場所ニ消火器ヲ備付ケ、其ノ他必要ナル防火設備ヲ為スヘシ  
第十四條 營業者ニシテ女中、料理人其ノ他ノ使用人ヲ雇入レタルトキハ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日及前住所ヲ記シ三日以内ニ又解雇シタルトキハ其ノ事由及行先等ヲ記シ速ニ所轄警察署ニ届ケ出ツヘシ

料理店  
第十五條 料理店トハ客室ヲ設ケ客ノ求ニ応ジ飲食物ヲ提供シ芸妓、舞子ヲ聘シ遊興セシムル營業ヲ謂フ  
第十六條 客ノ求ナキ飲食物ヲ供シ又ハ芸妓、舞子ノ聘待ヲ強要スヘカラス  
第十七條 營業用家屋ハ左ノ各号ノ条件ヲ具備スヘシ

- 一 家屋ノ総建坪ハ六十坪以上トシ間口六尺以上ノ表玄関ヲ附シ専用客室六室以上ヲ有スヘシ
- 二 客室ニハ換氣採光ニ充分ナル装置ヲ為シ天井ノ高さ八座以上十尺以上トシ一室ノ広サハ三坪以上タルヘシ
- 三 客室ノ一方ハ幅四尺以上ノ廊下ニ浴ヒ且他室トノ境界ハ壁、襖又ハ板戸ヲ用ヒ自由ニ開閉シ得サル装置ヲ為スヘシ
- 四 階上ニ客室ヲ設クルトキハ幅四尺以上ノ堅牢ナル階段二個以上ヲ設クヘシ
- 五 四階以上ニ客室ヲ設クルトキハ完全ナル昇降機ノ設備ヲ為スヘシ
- 六 便所ハ客室及調理場ヨリ六尺以上ヲ隔テタル位置ニ設ケ水洗式トシ周囲ハ不浸透質材料ヲ用ヒテ完全ニ築造スヘシ
- 七 調理場ハ六坪以上トシ上下水道ノ設備ヲ完全ニシ且土間ハ不浸透質材料ヲ用ヒ防鼠、防虫、防蠅、其ノ他ノ衛生設備ヲ施スヘシ

飲食店、「カフェー」  
第十八條 飲食店トハ飲食ヲ調理シ座席ヲ設ケ客ノ求ニ応ジ飲食物ヲ供スル營業ヲ謂フ。但シ所轄警察署ノ許可ヲ得テ客室ヲ設クルコトヲ得  
第十九條 「カフェー」トハ椅子、テーブル等ノ洋式設備ヲ為シ女給ヲ使用シテ客ノ求ニ応ジ飲食物ヲ供スル營業ヲ謂フ

第二十條 料理店、飲食店、待合及「カフェー」營業者ハ名義ノ如何ヲ問ハス女中又ハ女給ヨリ金品ヲ徴収スヘカラス  
第二十一條 女中又ハ女給ヲシテ芸妓又ハ「ダンサー」類似ノ行為ヲ為サシメ又ハ客ノ外出ニ随伴セシメ其ノ他風俗ヲ害スルノ虞アル行為ヲ為サシムヘカラス

第二十二條 女中又ハ女給ニ身体ニ故障アルトキハ勞務ヲ強制スヘカラス

「ダンスホール」

- 第二十三條 「ダンスホール」トハ舞踏場ヲ設ケ「ダンス」ヲ置キ客ヨリ一定ノ料金ヲ受ケ「ダンス」ヲ為サシムル營業ヲ謂フ
- 第二十四條 「ダンス」ノ人員ハ所轄警察署ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ増減セントスルトキ又同シ
- 第二十五條 舞踏料金ハ一回又ハ数回ニ定メ所轄警察署ノ認可ヲ受クヘシ
- 第二十六條 泥酔者、伝染性疾患アル者其ノ他衆人ニ嫌疑セラルル者又ハ危害ヲ醸スノ虞アル者ヲ入場セシムヘカラス
- 第二十七條 未成年者又ハ学生、生徒ヲ入場セシムヘカラス
- 第二十八條 舞踏場ニ於テ猥褻ノ言動ヲ為シ、又ハ風俗ヲ紊スノ虞アル「ダンス」ヲ為サシムヘカラス
- 第二十九條 料理店、飲食店、「カフェー」及「ダンスホール」ニハ客ヲ宿泊セシムルコトヲ得ス 夜間十二時ヲ過クルモ立ち去ラサル者アルトキハ警察官ニ申告スヘシ

芸妓置屋

- 第三十條 芸妓置屋トハ雇傭契約ニ依リテ芸妓、舞子ヲ抱ヘ又ハ自前芸妓ヲ同居セシムル營業ヲ謂フ

待合

- 第三十一條 待合トハ客ニ一定ノ時間ヲ限り席室ヲ貸与シ求ニ応シテ芸妓舞子ヲ招待セシメ又ハ飲食物ヲ供シテ飲食又ハ遊興セシムル營業ヲ謂フ

特種飲食店

- 第三十二條 特種飲食店トハ女中、仲居ノ外酌婦ヲ抱ヘ客ニ待セシメ飲食遊興ヲ為サシムル營業ヲ謂フ

特種婦女

- 第三十三條 特種婦女トハ芸妓、舞子、酌婦、仲居、女給、「ダンス」ヲ謂フ

- 第三十四條 特種婦女タラントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

- 一 本籍、住所、氏名、生年月日
- 二 芸名又ハ呼名
- 三 抱主又ハ雇主ノ氏名屋号
- 四 出生地及従前ノ生活状況ヲ詳記シタル経歴書
- 五 抱主又ハ雇主トノ契約書
- 六 戸籍謄本
- 七 指定医師ノ健康証明書
- 八 親権者ノ承諾書、夫アル者ハ其ノ同意書
- 九 嘗テ特種婦女タリシ者ハ其ノ所轄警察署ノ稼業証明書

- 第三十五條 芸妓ハ満十七歳以上舞子ハ満十三歳以上酌婦ハ満十八歳以上「ダンス」ハ満十七歳以上ノ者ニ非サレバ許可ヲ願出ツルコトヲ得ス
- 第三十六條 芸妓、舞子ハ芸妓置屋以外ニ居住スルコトヲ得ス

- 但シ芸妓ハ指定セラレタル地域内ニ限り所轄警察署ノ許可ヲ得テ自ラ一家ヲ構ヘ居住スルコトヲ得

- 第三十七條 芸妓自ラ一家ヲ構ヘ居住スル場合ハ他人ヲ同居セシムルコトヲ得ス 但シ同一戸籍内ニ在ル三親等以内ノ家族ハ此ノ限リニ在ラス

- 第三十八條 芸妓、舞子、料理店及待合以外ニ於テ稼業スルコトヲ得ス 但シ宴会場、演芸場等ヨリ聘セラレタルトキハ所轄警察署ノ許可ヲ得テ応スルコトヲ得

- 第三十九條 芸妓、舞子ハ所轄警察署ノ許可ヲ得ルニ非サレバ外泊又ハ旅行スルコトヲ得ス
- 第四十條 芸妓ハ毎月二回以上所轄警察署ノ指定シタル医師ノ健康診断ヲ受クヘシ

- 但シ満三十歳以上ニシテ健康成績良好ナル者及特別ノ事情アル者ハ其ノ事由ヲ具シテ前項ノ診断ノ一部免除ヲ願出ツルコトヲ得

- 第四十一條 酌婦ハ許可ヲ受ケタル特殊飲食店内ニ非サレバ稼業ヲ為スコトヲ得ス

- 第四十二條 酌婦ハ毎週一回所轄警察署ノ指定シタル医師ノ健康診断ヲ受クヘシ

- 第四十三條 「ダンス」ハ許可ヲ受ケタル「ダンスホール」以外ニオイテ稼業スルコトヲ得ス

- 第四十四條 女給及「ダンス」ハ客ノ送迎若ハ外出ニ随伴シ又ハ風俗ヲ紊スノ行為アルヘカラス

- 第四十五條 女給ハ「カフェー」以外ニ於テ稼業スルコトヲ得ス

- 第四十六條 仲居ハ料理店、待合及特殊飲食店内ニ在リテ稼業ニ従事スルモノトス

- 第四十七條 特種婦女ニシテ結核、癩病、其ノ他伝染性疾患ヲ有シ又ハ公安風俗ヲ害スルノ虞アリト認めタルトキハ所轄警察署ハ稼業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取り消スコトアルヘシ

- 第四十八條 本令ニ規定スルモノノ外警察署長ハ取締上必要ナル指示ヲ為シ又ハ処分ヲ命スルコトヲ得
- 第四十九條 本令又ハ本令ニ基ク命令又ハ処分ニ違反シタル者及違反行為ヲ教唆又ハ幫助シタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ処ス

附則

- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 本令施行前既ニ許可ヲ得タル者ニ対シテハ昭和十四年九月末日迄本令第二条第二項ノ適用ヲ猶予ス
- 明治卅八年館令第三号芸妓營業取締規則及明治卅九年館令第一号料理屋營業取締規則ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

#### 4. 『大陸新報』にみる坂信弥の活躍

1939年特種婦女規則公布当時、上海では日本語新聞として『大陸新報』が発行されている。同紙は軍の要望に朝日新聞社が協力して1939年1月に創刊された国策新聞である。上海最古の日本語新聞であった『上海日報』を買収して、『大陸新報』へと改題・創刊したものであり、宋連玉さんが研究している『上海日日新聞』はこのときに廃刊している。1939年特種婦女規則が公布される前後の『大陸新報』を見れば、法令文や公文書の上では触れられない性売買春統制の実態が浮かび上がってくる。以下、その幾つかを紹介しよう。

これらの『大陸新報』の記事は、日本上海市研究会のウェブサイトを開覧した (<http://shanghai-yanjiu1.sakura.ne.jp/mysite2/archives-newspaper.html#>)。旧仮名遣いは現代仮名遣いに改め、読解困難な文字には記号?をつけ、判読不可能な文字は記号○に置き換えた。見出し文字は、実際には大小があるが、ここでは単に太字で表している。

先ず、公布に先立つ1939年1月の記事である。

**『大陸新報』1939年1月22日**

**踊り子税三弗 民国膨張予算の新財源に 愈よ新增税決定か**

上海居留民団では23日から日本人倶楽部に臨時参事会を召集し、昭和十四年度新予算を審議可決するが、新予算は昭和十三年度に比し中小学校の新增設、火葬場の新設、社会施設の充実等に多額の費用を要するため約二十余万円増額となり、総予算額は百万円を突破し、居留民団創設以来の新記録を作り大上海市の面目は先ず予算面から整えることになった。新膨張予算をコントロールする財源を何に求めるかにつき民団当局は輿論の帰趨に重点を置き慎重研究中であったが本誌が屢々指摘せる(イ)ダンサー税の徴収(ロ)遊興課税の増額(ハ)興業課金の増額(ニ)中、商、女学校の授業料並びに試験料の値上を参事会に上程し決定を求めることになるはずで、参事会も輿論の趨勢がこの点に一致せる点を認め異議なく○○する情勢である。なお新税の内容はダンサー税一ヶ月三ドル、遊興課金百分の五を百分の七に引上げ、興業課金最高入場料一人分を三人分に引上げ中、商、女学校の授業料五ドルを七ドルに引上げるはずで高等小学校の授業料一ドルの廃止も協議される予定である。

1939年特種婦女規則はカフェーやダンスホールなどの新興遊興産業で働く女性たちを包摂したのが特徴だが、この記事から浮かび上がるのは、それが接客業に対する課税の思惑とつながっていることである。朝鮮や関東州と同様、上海においても娼妓や芸妓、酌婦や貸座敷、置屋などへの課税が日露戦争前後から行われており、公娼制度が日本の植民地経営の大きな財源になっていた。

1939年特種婦女規則の第四十条は、「芸妓ハ毎月二回以上所轄警察署ノ指定シタル医師ノ健康診断ヲ受クベシ」と規定していた。次の記事は「健康診断」という、1939年特

種婦女規則と同様、検診内容のわからない言葉が使われている。が、「健康診断」とは即ち性病検診を含意していた。この記事は「芸妓」に対しても毎月二回も性病検診が強制されるということに対して、芸妓たちが抗議して領事館に押しかけ、当時領事館警察の署長であった白神榮松が対応し、「規則は規則だ」とはねつけたが、上司に当たる警察部長坂信弥の「情あるとりなしで一先ず落着」した、というものである。

『大陸新報』1939年4月28日

**"検診問題"めぐり姐さん連、柳眉逆立つ 坂部長の粋な裁きで梟  
花柳街異変**

もう葉桜の季節だというのに、これはまたあられもない花柳界の姐さんたちが柳眉を逆立てて総領事館警察に代表者を送り五月一日より実行の健康診断方法につき改良方を陳情、一時は警察側とコトバの束で衝突してワラワラ風景を演じたが、坂部長の情あるとりなしで一先ず落着をみた。

問題の中心は五月一日より実施の新規則第四十條「健康診断」に関することで姐さんたちの主張する体面問題と警察側の意思とに一寸した違いがあり、これが原因となったのである。

**白神署長談** 白神署長は憤然として語る。「綺麗な姐様達に反撃されて弱ったよ、然し規則は規則だ、一度決めたことは断乎としてやるだけだ」

**某姐さんの話** 某姐さんは色なして語る。「健康診断は覚悟していますが私たちも大切な身体ですものそこを何とかして貰いたいと思ったのですが、警察に陳情したら妾たちが泥棒稼業の様に云われたので憤慨したのです」

**検番代表かたる** 検番代表余語精一氏は語る。「私は知らなかった、両方の中にはさまって弱っています、警察の申されることも最もですし、芸妓の方にも云い分があり、段段向上している歳何とかうまく片めたいものです」

(写真は姐さん達の陳情)



が、芸妓たちにとっては、歌舞音曲の芸を持ち社会的地位のある旦那がついている彼女

たちが、不特定多数の客をとる「内地の娼妓」や「乙種芸妓」や「酌婦」と同じように定期的性病検診を強制されるのは耐えがたい恥辱であると感じられたに違いない。次の記事は、抵抗を続ける芸妓たちと彼女たちに物わかりの良い態度を示して宥めようとする坂信弥との交渉ぶりを伝えている。

『大陸新報』1939年5月4日

**どうしても検診はいや 姐さん達の態度なかなか強硬**

芸妓の健康診断問題は警察側の絶対断行方針で弦歌の巷に一抹の殺気漂い二百八十名の芸妓は浮ついた心も起こらず弥生姐さんを委員長格に各置屋から一名の委員をあげ健診絶対反対の結束を固め、手練手管の秘術を尽くして警察側に撤回を要求することになり三日午後二時半十二名の委員は警察署に坂警察部長、白神警察署長を訪れ警察側の真意を聴取した。坂部長は芸妓側が検診の真意を誤解し徒らに興奮している点があると懇切丁寧に一、検診の結果、病気と診断された芸妓があっても名誉を重んじて公表せず、更に客席に出ること差し支えなし一、内縁の夫、旦那と称するものがある妓は適当の証明で免除す一、月二回検診一、芸の師匠は免除一、第一回は全芸妓の検診を行うと説明した。右に対し芸妓側は意見を述べず聞き置くに止めて引上げ検番楼上で委員から各芸妓に会見内容を説明した。坂部長の説明で幾分警察側の真意を諒解した模様であるが依然芸妓側は絶対反対の態度を待している。

上海総領事館警察にとっては、管理統制の手が及ばない密売淫こそが問題であった。下の記事が示すとおり、1939年の上海租界には廢娼世論への気遣いなどもはや棄ててしまったような「遊廓設置」議論が登場していたことが見える。

『大陸新報』1939年5月9日

**上海浄化あの手この手**

**"闇の華"の根を絶つ 遊廓設置など考慮**

闇の女に追放命令—上海に跳梁する約千五百名の闇の女を追い払って健康な街を建設しようという声が官民の間に澎湃と台頭し闇の女追放の具体策がいろいろ考えられているがそれには先ず彼女らの糧道を絶つよう男の足を他へ向けることが先決問題であるといので一定の場所に遊廓を作り毎週厳重な健康診断を行い料金も内地並の低廉な制度に改め闇の女の魅力を合法的に減殺し順次追放命令を強化しようとする案で実現の暁は上海の街は従来の不健康から健康へ一歩を踏み出す訳で期待されている

**"不良"に鉄槌 朝鮮人会もお手伝い**

興亜建設に邁進する上海に雑音を入れて邦人の体面を汚す不良半島人が最近目だって

来たので近くこれら不良者の大掃除を行うことになっている。定職もなく毎夜ホールやカフェに現れ泥酔しては喧嘩を吹きかけるいわゆるタカリや歓楽街に出入して、他人の迷惑になる様な行為を得意顔でやる連中が真先に槍玉に上る模様で当局の再三に渉る警告にも拘らずなおその態度を改めない者には領警第二課と朝鮮人会が連絡の上断固たる処分に出ることになっている。

朝鮮人居留民会李甲寧氏は語る

二課の方から不良退治をするということを知りましたが、不良そのものを退治するのに何の不平もありません。一般の善良な居留民に迷惑になる様な者はどしどし内地送還にして貰いたい位です。真面目な人は真剣に上海の建設をしなくてはと考えているのにたった一人の不良のために半島出身者はどうもいかんといわれる様では残念です。上海の半島出身者は誰もが信用される者だということになるので今度の大掃除にはむしろ私の会の方でも積極的に出てよいと思っています。

上の記事において「遊廓設置」は、上海の「浄化」問題として論じられている。上海の清浄を損なうものとして「闇の華」（当局の管理統制外で売春に従事する者）と「不良」の朝鮮半島出身者が槍玉にあげられた。

『大陸新報』1939年5月16日

#### 愚かしき錯覚を捨て速やかに虹口へ還れ "河向うの女"に昂る非難

抗日テロ派の飽くなき凶行続出に河向うに住むダンサー、女給百数十名は生命に不安を感じ続々虹口サイドに住居を移しているが、未だに百余名のダンサー崩れが河向うに外人と共同生活を営み移転の意志も有せない現状にあり、邦人の非難の的となっている。これ等の婦人は外国人の一時ワイフで入籍手順を採っているため正式のワイフの如く錯覚を起し外人夫人には抗日テロも手を出さないだろうと河向うを闊歩しているのだが、外国人の夫人になる場合は日本領事館に届出たのち当該国の許可を得て正式に外国人夫人となるのである。こうした事情を知らず単に領事館に届出れば外国人夫人だと錯覚し外人の一時的慰みものとなり、外人が本国に帰ったのち初めて事情が判明し闇の女に転落する例が過去にしばしばあるので大和撫子の本然性を呼び起し抗日テロ的にならぬうち外人と手を切り虹口サイドに住むべきだとされている。

「闇の華」の中でもとりわけ憎悪が向けられたのは、日本人の多い「虹口」ではなく、「河向こう」にいる接客女性たちであった。上海の共同租界を流れる蘇州河が、日本人街のある虹口サイドと租界中心部（旧英国租界）との境になっていた。「河向こう」とはすなわち、中国人や欧米人が多い地域を意味する。「大和撫子」が「外人」と同棲したり、慰みものとなったり、棄てられて「闇の女に転落する」ことが日本人のプライドを傷つけるものと受けとめられたのであろう。坂信弥の、上海でダンスホールを禁止すれば日本人

ダンサーが「毛唐」の所へ移っていただけだという主張は、こうした現実を反映してもいたのである。

そんな坂信弥が、次の記事で再び顔を出す。

『大陸新報』1939年5月20日

**特定地区に密集 大遊楽街設置の計画 某有力者、運動を始む**

闇の女を駆逐して上海を明るくするため大掛りな遊廓が計画されていたが、上海の環境が一日も早く遊廓新設を必要とするに到ったので某氏（特秘）は近く恒産会社と交渉し遊廓待合数十軒を一定地区に密集新設すべく運動を開始することになった。某氏は嘗て鹿児島に遊廓数十軒を新設し闇の女を駆逐して大衆の保健に貢献した経験を有するので某氏の乗出しにより遊廓、待合の大量出現も近き将来と観られる。

**坂警察部長 二一日発上京**

二十五日より東京で開かれる警察部長会議に出席のため坂信弥氏は二十一日出帆の長崎丸で上京する

この記事に登場する「某氏（特秘）」とは坂信弥であると考えてよいだろう。坂は海軍航空隊の要望に応じて鹿児島県の鹿屋に買売春施設をつくった経験を自慢にしていた。特に名を秘したのは、さすがに上海総領事館の警察部長として遊廓新設運動の推進者だと表明することを憚ったのかもしれない。それにしてもわざわざ坂信弥が警察部長会議出席のため上京するという記事を隣に載せているのは『大陸新報』の顕示欲ではあるまいか。

新遊廓の設置運動の続報は未だ見つかっていないが、1939年特種婦女規則からはずれる女性たちを槍玉に挙げる記事を紹介しておこう。

『大陸新報』1939年8月5日

**さ迷う女性群の巢 カフェ"はつね"を自肅の槍玉に**

虹口街の復興とともに最近の歓楽郷?カフェ街の発展も著しく、これに伴って女給への転向などが激増しているが、これがためとすれば領警への届出がルーズとなり、従って働き場所不明の女性もある。悪傾向は復興途上の上海に支障を来すというので、領警では数日前からカフェ街の臨検を行ったところ、北四川路にある大カフェ「はつね」（経営主大島はつよ）の全女給中、二十九名が無許可で営業していることが判明。肅正工作の槍玉第一陣として三、四、五の三日間カフェ営業停止を断行した。なおほ大カフェの営業停止処分は今回が最初であり、今後もかかる無統制なカフェはどしどし処分することになった。

最後に、坂信弥が離任したことを報じる記事を紹介しておこう。同記事は坂信弥の写真付だが、写真は割愛する。

**大陸新報19390910**

**坂警察部長栄転 警視庁官房主事へ**

領事館警察警察部長坂信弥氏は九日内務省から発令された異動で警視庁官房主事に栄転した。同部長は昨年五月埼玉県警察部長から当地に栄転、以来抗日テロ事件その他数多くの事件に対して明敏に処理し辣腕部長の名がある。豪放の反面人情味豊かな人で部下からも受けがよかった坂氏は「仕事は複雑であったが非常に気持ちよくやって来ました。だが私としてはいままでの見習いであり、やっと仕事を覚えこれから本格的に活動しようと思っていたので、今回の帰任は心残りがあるが、然し当地で各方面から〇〇られた〇〇を大いに内地で活かして行こうと思います」と〇〇しながら語った。(写真は坂氏)